

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱

(令和8年10月16日告示第135号)

(目的)

第1条 この要綱は、適正な土地利用による住みよいまちづくりを進めるため、市内に設置される車両置場等において、不適切な土地利用行為を未然に防止し、もって市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資機材等 車両、車両に関する部品、再生資源その他これらに類する資機材をいう。
- (2) 車両置場等 屋外において、資機材等を堆積し、又は保管する市内の場所をいう。
- (3) 土地利用行為 車両置場等に資機材等を堆積し、又は保管する行為をいう。ただし、別表に掲げる行為を除く。
- (4) 事業者 土地利用行為を実施する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、土地利用行為を実施するに当たり、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るため、自らの責任において必要な措置を講ずるものとする。

(指導指針)

第4条 市長は、事業者が土地利用行為を実施するに当たり、市民生活の安全確保及び生活環境の保全を図るために配慮すべき事項（以下「指導指針」という。）を別に定めるものとする。

(事前の協議)

第5条 事業者は、土地利用行為を実施しようとするときは、あらかじめ土地利用行為協議書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に届け出て、協議を行うものとする。

- 2 市長は、前項の協議においては、指導指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。
- 3 事業者は、土地利用行為を実施するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重するように努めなければならない。

(協議事項の通知)

第6条 市長は、前条に規定する協議書を受け付けた場合において、同条第2項の調整又は助言が必要なときは、事業者に土地利用行為協議事項通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定により土地利用行為協議事項通知書を受領した場合は、前条第3項の規定により必要な協議を行うものとする。

3 事業者は、前項の協議が完了したときは、土地利用行為協議完了報告書(別記第3号様式)を市長へ提出するものとする。

(計画変更等)

第7条 事業者は、土地利用行為について計画を変更しようとするときは、土地利用行為変更協議書(別記第4号様式。以下「変更協議書」という。)に必要な書類を添えて市長と協議を行うものとする。

2 市長は、変更協議書を受け付けたときは、指導指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

3 市長は、協議書を受け付けた場合において、前項の調整又は助言が必要なときは、事業者に土地利用行為変更協議事項通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

4 事業者は、土地利用行為を変更するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重するように努めなければならない。

5 事業者は、第1項の協議が完了したときは、土地利用行為変更協議完了報告書(別記第6号様式)を市長へ提出するものとする。

6 事業者は、土地利用行為に当たり事業者を変更する場合にあっては、事業者変更届出書(別記第7号様式)を、市長に届け出るものとする。

(廃止)

第8条 土地利用行為を廃止しようとするときは、土地利用行為廃止届出書(別記第8号様式)を市長に届け出るものとする。

(調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、関係職員に土地利用行為の状況について調査させることができる。

(報告)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し土地利用行為に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する開発行為
2	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に規定する登録又は許可に係る行為
3	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）に規定する許可に係る行為
4	工事現場内で行われる土地利用
5	国、地方公共団体又はこれらに類する団体が行う施設の設置若しくは管理又は事業の執行に係る行為
6	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道の造設又は管理に係る行為
7	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の設置又は管理に係る行為
8	気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
9	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
10	放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
11	電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為
12	ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置又は管理に係る行為

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

土地利用行為協議書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり協議します。

土地利用行為 の所在地	富里市
土地利用行為 の種別	車両 ・ 車両部品 ・ 再生資源等 その他類するもの（ ）
事業計画	（堆積・保管を行う物件名、期間、搬入時間、搬入量等）
土地の面積	m ²
隣接地権者等 への説明日	（未実施の場合は予定日） 年 月 日
備考	

（添付書類）

- (1) 位置図兼区域図（都市計画図）
- (2) 土地利用計画図（堆積・保管の範囲、柵塀の位置や高さ、土地の周長など）
- (3) 排水計画図（雨水・場内処理水など）
- (4) 隣接地権者等の説明範囲図
- (5) その他必要とする書類（例：委任する場合は、委任状）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

富里市長

印

土地利用行為協議事項通知書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第6条第1項の規定により、協議が必要な事項について通知します。

土地利用行為 の所在地	富里市
担 当 課	協議事項(連絡先等)
備考	

※土地利用に当たっては、上記協議事項の外、事業者自らの責任において必要な措置を講じるとともに、関係法令を遵守すること。

第 3 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

土地利用行為協議完了報告書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第 5 条第 1 項の規定による協議が完了したので、同要綱第 6 条第 3 項の規定により報告します。

土地利用行為 の所在地	富里市	
協議先部署名	協議日	協議内容
備考		

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

土地利用行為変更協議書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第7条第1項の規定により、
関係書類を添えて次のとおり協議します。

土地利用行為 の所在地	富里市
土地利用行為 の種別	車両 ・ 車両部品 ・ 再生資源等 その他類するもの（ ）
変更内容	
隣接地権者等 への説明日	（未実施の場合は予定日） 年 月 日
備考	

（添付書類）

- (1) 位置図兼区域図（都市計画図）
- (2) 変更内容が分かる書類等
- (3) その他必要とする書類（例：委任する場合は、委任状）

第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

富里市長

印

土地利用行為変更協議事項通知書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第 7 条第 3 項の規定により、協議が必要な事項について通知します。

土地利用行為 の所在地	富里市
担当課等名	協議事項(連絡先等)
備考	

※土地利用に当たっては、上記協議事項のほか、事業者自らの責任において必要な措置を講じるとともに、関係法令を遵守すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

土地利用行為変更協議完了報告書

富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第 7 条第 1 項の規定による協議が完了したので、同要綱第 7 条第 5 項の規定により報告します。

土地利用行為 の所在地	富里市	
協議先部署名	協議日	協議内容
備考		

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

事業者変更届出書

年 月 日付け土地利用行為協議書において届出を行った件について、事業者を変更したため、富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第 7 条第 6 項の規定により届け出ます。

土地利用行為 の所在地	富里市
変更前の 事業者名等	
変更後の 事業者名等	
変更理由	
備考	

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

富里市長

様

事業者 住 所
会社名
氏 名
電 話

土地利用行為廃止届出書

年 月 日付け土地利用行為協議書において届出を行った件について、土地利用を廃止したため、富里市車両置場等の土地利用に関する指導要綱第 8 条の規定により届け出ます。

土地利用行為 の所在地	富里市
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の土地 利用の状況等	
備考	